

# 中国四国地区大学図書館研究集会 運営委員会申し合わせ

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、中国四国地区大学図書館研究集会規程第4条第2項の規定に基づき、中国四国地区大学図書館研究集会運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この委員会は、研究集会に関する企画・立案を行い開催の運営にあたる。

(組織)

第3条 この委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 国立大学 1館
- (2) 公立大学 1館
- (3) 私立大学 1館

2 前項の委員は、総会において決定する。

3 委員会に委員長を置く。委員長は当番館をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、選任された総会の終了時から次回通常総会終了までとする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

第5条 この申し合わせに定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会の合議によって定め、総会に報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、平成14年4月25日から施行する。